

## 〈国民健康保険からのお知らせ〉

# 平成27年1月から 70歳未満の人の 高額療養費の 自己負担限度額が 変更になります

同じ人が、同じ月に、同じ病院などで支払った医療費の一部負担金が基準額を超えたとき、申請により、その超えた額が世帯主に支給されます。

基準額は所得により異なり、「自己負担限度額」として金額が定められています。

平成27年1月から70歳未満の人の所得区分と自己負担限度額が細分化され、次のように変更されることになりました。

### 自己負担限度額（月額）（平成26年12月まで）

区分	所得要件	限度額
A 上位所得	旧ただし書 所得600万円超	150,000 + (総医療費 - 500,000) × 1% 〈多数回該当 83,400〉
B 一般	旧ただし書 所得600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 〈多数回該当 44,400〉
C 低所得	住民税非課税	35,400 〈多数回該当 24,600〉



### 自己負担限度額（月額）（平成27年1月から）

区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600 + (総医療費 - 842,000) × 1% 〈多数回該当 140,100〉
イ	旧ただし書所得 600万円超901万円以下	167,400 + (総医療費 - 558,000) × 1% 〈多数回該当 93,000〉
ウ	旧ただし書所得 210万円超600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 〈多数回該当 44,400〉
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600 〈多数回該当 44,400〉
オ	住民税非課税	35,400 〈多数回該当 24,600〉

★「旧ただし書所得」とは、収入から公的年金控除などの必要経費と基礎控除を差し引いた所得のことです。

★高額療養費の支給が年4回以上あるとき【多数回該当】

過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が年4回以上あった場合、4回目以降の限度額が変わります。

★倒産などで職を失った人に対する国保税の軽減の適用を受ける人が同一世帯にいる場合、所得要件の区分が変更になることがあります。

★70歳以上75歳未満の人の限度額に変更はありません。

※70歳未満で「国民健康保険限度額認定証」の申請をした人については、平成26年12月31日有効期限の証が発行されています。平成26年12月中に、平成27年1月から7月までお使いいただける新たな適用区分のものを郵送いたします。

平成27年8月以降も必要な場合は、再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

問合せ ▶ 困国保年金課国保係 (☎内線 1 1 1 3)